

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年10月23日

水 曜 日

第 4558 号

目 次

告 示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	1
○保安林の指定予定	2
○保安林の指定	7
○保安林の指定施業要件の変更予定	8
公 告	
○公共測量の実施	9
○富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施	10

告 示

富山県告示第437号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

明日(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
黒部市		宇奈月町明日	栗虫	10番2	1号
		〃	〃	27番	2号
		〃	〃	70番2	3号

		〃	〃	1659番	4号
		〃	〃	1659番	5号
		宇奈月町舟見明日音澤	上高工	13番	6号
		宇奈月町明日	大平	123番	7号
		〃	中大平	216番 1	8号
		〃	栗虫	1624番	9号
		〃	〃	2番3外 地洗水路	10号

(砂 防 課)

富山県告示第438号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市石堤字出水山 1、3 から 8 まで、字金山97、113から118まで、福岡町赤丸字蜂ヶ谷93、94、字谷内7156から7163まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市山川字天皇瀧16、21から23まで、31、小矢部市峯坪野字焼峯59の1、59の3、61、62の1、63、字志茂133から135まで、137から141まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに高岡市役所及び小矢部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第439号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原418、741、字脇谷70、南砺市井波外二入会字三角山4の6、大鋸屋字若杉島1の1、1の6から1の8まで、18の7から18の10まで、字山田島5969

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに砺波市役所及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第440号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市八尾町大下字高林9の13から9の16まで、字西谷354、355、357、八尾町柴橋字角地3、字裏角地35、40、71から77まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第441号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市鞍骨字明後谷36の2、40の51

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市仏生寺字東谷103、104、指崎字天神19、20の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第442号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市利賀村百瀬川字東山115の1、116

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第443号

保安林の指定について

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県魚津市小川寺字天池4477の3、4480から4482まで、4483の1、4485、4487の2、字熊谷1202

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第444号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原53から58まで、62、63、413から415まで、416・417（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、424、428、429、430の1、430の2、431、432、434から438まで、744から750まで、751の1、751の2、752、753、755から758まで、762、763

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県砺波市庄川町湯谷字小原509から513まで、516、517、809、810

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年7月18日から令和2年1月20日まで

3 作業地域

中新川郡立山町の一部、富山市の一部

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年9月17日から令和2年1月31日まで

3 作業地域

富山県富山市楡原地内

富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和元年10月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

微生物分類同定分析装置1式の納入

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

富山市西長江二丁目2番78号 富山県立中央病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和元年11月28日（木）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札説明書

- (1) 入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課用度係

電話 076-491-7114（直通）

- (2) 入札説明書に定める書類の提出期限
令和元11月18日（月）午後5時15分
- (3) 入札説明書の交付方法

令和元年10月23日（水）から同年11月11日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に140円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年12月2日（月） 午後2時

イ 場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院51会議室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行うものは、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和元年11月29日（金）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていないものした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したもののうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者またはその代理人の全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会い出来ない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行ったもので5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者またはその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Microbial classification identification analyzer, 1 set

(2) Delivery place: Toyama Prefectural Central Hospital

(3) Your specification sheet must be delivered not later than 5:15 p.m.
on November 18, 2019

(4) Contact point for notification:

Address at which the necessary documents and information may be
obtained:

Property Administration Division, Toyama Prefectural Central
Hospital 2-78

Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan

Telephone: 076-491-7114